

食品安全委員会企画等専門調査会

(第47回) 議事録

1. 日時 令和8年2月13日(金) 10:00~11:04

2. 場所 食品安全委員会 第二会議室

3. 議事

- (1) 令和8年度食品安全委員会運営計画(案)について
- (2) 令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)について
- (3) 令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

本間座長、畝山座長代理、阿部専門委員、石川専門委員、今村専門委員、上新原専門委員、川名専門委員、河村専門委員、久我専門委員、郷野専門委員、田沼専門委員、千葉専門委員、早川専門委員、平沢専門委員、藤原専門委員、吉成専門委員、米田専門委員

(専門参考人)

武藤専門参考人、横田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、刈岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配布資料

- 資料1-1 令和8年度食品安全委員会運営計画(案)
- 資料1-2 (参考資料) 令和8年度食品安全委員会運営計画(案)概要
- 資料1-3 (参考資料) 令和8年度食品安全委員会運営計画(案)新旧対照表

- 資料 2 - 1 令和 7 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 2 - 2 令和 8 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）
- 資料 3 - 1 令和 7 年度「自ら評価」案件候補の一覧
- 資料 3 - 2 令和 7 年度「自ら評価」検討資料

6. 議事内容

○本間座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第47回「企画等専門調査会」を開催いたします。

それでは、事務局から、本日の出席状況の報告をお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。

本日は、17名の専門委員、3名の専門参考人に御出席いただいております。

今回も対面とウェブの併用となっております。出席者のうち8名の方がウェブ利用の御出席でございます。

また、食品安全委員会からは6名の委員が出席です。

本日は傍聴の方もおられますけれども、食品安全委員会のユーチューブチャンネルにおいて本会合の様子のライブ配信も行っております。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

続いて、事務局から資料の確認をお願いします。

○藤田総務課長 資料につきましては、事前にお送りさせていただいておりますが、今回の資料は、まず、資料 1 - 1 「令和 8 年度食品安全委員会運営計画（案）」、資料 1 - 2 が参考資料「食品安全委員会運営計画（案）概要」、資料 1 - 3 が参考資料「食品安全委員会運営計画（案）新旧対照表」、資料 2 - 1 が「令和 7 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書(案)」、資料 2 - 2 が「令和 8 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)」、資料 3 - 1 が「令和 7 年度『自ら評価』案件候補の一覧」、資料 3 - 2 が「令和 7 年度『自ら評価』検討資料」。

以上でございます。お手元に御準備いただければと思います。

○本間座長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果の報告をお願いします。

○藤田総務課長 今回の議事につきましては、個別の申請品目に関する調査審議ではございませんので、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○本間座長 承知いたしました。

それでは、議事に移ります。

議事（１）の「令和８年度食品安全委員会運営計画（案）について」でございます。

まずは事務局から御説明をお願いします。

○藤田総務課長 では、事務局、総務課長でございます。

来年度の運営計画について御説明を申し上げます。

資料としては１－１、１－２、１－３を御用意しておりますけれども、説明は１－２の概要と１－３の新旧対照表を用いてお話し申し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、資料１－２でございます。

来年度の運営計画につきまして、ポンチ絵で概要をまとめております。食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーション、研究・調査事業、食品安全情報の収集という４本の柱で整理をしております。

順次参りますけれども、まず、食品健康影響評価につきましては、当委員会の基幹業務といたしまして、リスク管理機関からの要請に基づき、最新の科学的知見に基づいた客観的かつ中立公正なリスク評価を推進してまいります。また、個々の評価に加えまして、そういった評価のためのガイドラインの策定等については、必要に応じ、評価ガイドラインの策定及び改正を進めることとしておりますが、特に来年度の事項といたしましては、新たな評価方法をはじめとする最先端の技術を食品健康影響評価に導入するための手引の策定でございますとか、あるいは、これは本年度に引き続き、ばく露評価につきまして、分野横断的な技術文書の策定を進めることとしております。

右に行っていただいて、リスクコミュニケーションにつきましては、食品安全に関する最新の科学的知見をホームページ、SNS等のそれぞれの媒体の特性を踏まえた情報発信を実施してまいります。また、科学的知見に関する理解の促進と関係機関との連携については、報道関係者、事業者等との意見・情報の交換でございますとか、消費者庁等の関係省庁との連携強化を図ってまいります。

また、エビデンスに基づいたリスクコミュニケーションを実施していくという観点から、食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた基礎的研究の推進に取り組んでまいります。

左下に行っていただいて、研究・調査事業でございますが、これはロードマップという形で、今後５年間の研究・調査事業の方向性をまとめた文書がございまして、これを令和６年６月に改定しております。そのロードマップに基づきまして、これから選定を進めていくほか、研究調査事業のリスク評価への活用状況等に着目した追跡調査も引き続き実施してまいります。

右下、食品の安全情報の収集整理・活用でございます。当事務局では、日々、国内外の食品の安全性に関する科学的な情報を収集しております。また、リスク管理機関や、総合情報システムを通じて国民に対して情報提供しておりますが、食品安全に関する将来的な課題を可能な限り早期に検知する観点から、情報の分類及び構造の改善に取り組むほか、専門家や職能団体との連絡体制の確保等にも努めてまいります。

まず概要は以上でございます。

続いて、資料1－3を御覧ください。

これは新旧対照の形で、今年度の運営計画から来年度の運営計画の変更点を対照表にしております。変更点を中心に御説明を申し上げますが、まず、1ページの下(6)のところは、DXに関する取組につきましては、来年度、DX関係の調査事業等が予定されておられませんので、それを踏まえて記述を直しております。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。リスク評価のところでは、右のほうで例えば(1)の農薬の再評価でございますとか、(3)の器具・容器のポジリス制度等については、制度施行後一定期間経過したということで記述を割愛しております。

2番の評価ガイドライン等の策定のところについては、これも令和6年8月の話はやめて、先ほどの手引の話等の記述に変更しております。

3ページ目の第5、研究・調査事業につきましても、ロードマップの記載を一部見直しているところです。

4ページ目の(3)の課題の選定については、若手枠の話の前に入れ込んだりした等の記述の見直しでございます。やることは変わっておりません。

5ページ目、第6、リスクコミュニケーションの促進です。現行版では、右のほうに3つほどのポツで書いている内容がございますが、それを中央に入れ込む形で見直しを行っております。例えば右側では3つポツがありますけれども、2つ目の妊婦、乳幼児を持つ保護者等との情報提供でございますとか、あるいは地方公共団体が活用できる素材の提供の話は、左下を御覧いただき、1の柱書きのところに移動させております。

また、1番目のポツの消費者庁等との連携については、後ほど出てきますが、関係団体との連携のところがありますので、そちらに移動させております。

6ページ目をめくっていただきまして、これはポスターをタペストリーに変更する等の内容です。

7ページ目でございます。2の科学的な知識の普及啓発のところについては、(1)については現行だと講座を開催する等がございますが、これは正直最近実施しておりませんので、左の解説資料の提供というところに記述を修正しております。

(2)の意見交換会の後半部分は、関係省庁との連携にちょっと重複しますので、左のほうで読み込むということにしております。

3の(1)の関係省庁との連携のところでは、先ほど1番目のポツにございました消費者庁とのさらなる連携強化の話移動させております。

めくっていただいて、8ページでございます。(3)、(4)、(5)の辺りでございますが、ここはそもそもこれが書かれているところが連携の題目であることに鑑みまして、連携に特化した記述に直して、左側に持ってきております。つまり、講師派遣とか意見交換会等については左上のほうで読めるということで、そこは記載を割愛しているところでございます。

4のその他のところでは、先ほどの概要紙でも申し上げた基礎的研究の話を記述しております。

9ページ、第9、国際協調の推進でございますが、国際会議への委員や職員の派遣のところに関しまして、来年度派遣が見込まれる会合に記述を更新しております。

駆け足で恐縮ですが、運営計画案の説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは記載事項について、御意見または御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

○平沢専門委員 説明ありがとうございます。

7ページで教えてほしいのですけれども、評価書等の解説講座が解説資料の提供だけになったのですけれども、これは講座の開設が難しいから資料の提供だけということなのでしょうか。

○楠川情報・勧告広報課長 講座の開設といいますか、かつて精講と言っていたものは、特定のある程度知識がある方たちを前提として、詳しいの解説をするみたいなことを実施していたわけでございますけれども、評価書の解説自体は、農薬「イミダクロプリド」等で実績はあり、実施しないわけではないのですが、精講という形を必ずしも取っていないという実態を反映しているということでございます。よろしいでしょうか。

○平沢専門委員 実態を反映してということですね。分かりました。

○本間座長 ほかはいかがでしょうか。

ウェブの先生でどなたでしょうか。郷野専門委員、お願いします。

○郷野専門委員 御指名ありがとうございます。

4点ほどお聞きしたいところがございます。資料1-3の新旧対照表で5ページの様々な手段を通じた情報の発信というところなのですが、二次利用を意識した情報提供を行う

というところで、前回は食品事業者等というのが入っていたのですが、今回食品事業者等という文言がなくなっているのには何か理由があるのかということをお聞きしたいです。情報の二次利用としては食品事業者が利用していただいてもいいと思いますので、あえて消された理由があれば、教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、6ページ目の広報誌、パンフレット、タペストリーのところなのですが、これはポスターがタペストリーに変わっているのですが、タペストリーにした理由は、耐久性や、コストの面など、ブース出展ではタペストリーのほうが使いやすいということでタペストリーに変わっているという理解でよかったかということが2点目です。

3点目は、異論はないところなのですが、7ページ目の意見交換、講師派遣等のところで、地方公共団体の次に報道関係者というのが加筆され、周知啓発には報道の力もすごく必要だと思っておりますので、加筆されたことに賛同いたします。

最後、4点目は、8ページ目の報道関係者との連携ということなのですが、連携でそろえていくことには異論はないのですが、委員会の知名度の向上ということに個人的に違和感を覚えました。報道関係者との連携をしていくというのは、結局、真の目的は、国民への科学的知見の普及の観点から、それを周知啓発していくために連携していくということかと思っていたので、知名度の向上という文言が入ることに少し違和感を覚えました。ただ、知名度が上がることで信頼性も増すという意味で入っているということであれば、納得できると思いましたので、その辺りの見解を教えていただければと思いました。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

事務局のほう、幾つかについては御回答をお願いできますか。

○楠川情報・勧告広報課長 すぐにお答えできるところからお答えさせていただきますが、まず、タペストリーのところですが、これは御理解のとおりで、ポスターよりも耐久性もあるということで、最近はタペストリーを使用しているということでございます。

あとは、意見交換会のところに報道関係者を入れたのは、御賛成いただいたということでしたけれども、一方で、3の(4)の報道関係者のところで、委員会の知名度の向上というのが入っているのは違和感があるという御意見をいただきました。これは従来から入っております、その趣旨というのは、私の理解するところでは、そもそも食品安全委員会というのは食品安全に関する権威だというふうに報道関係者の方に知っていただくことで、より我々の出す情報に敏感に反応いただくという形で、それを通じて国民への科学的知見の普及がより進められるのではないかという意図でございます。

○本間座長 全部で4点あったと思うのですが、1点は意見でしたか。もう1点は

何でしたか。

○郷野専門委員 1点目は、5ページ目の様々な手段を通じた情報の発信の二次利用を意識した情報提供のところに食品事業者等がなくなったので、別にこれはなくさなくてもいいのではないかという意見です。

○楠川情報・勧告広報課長 二次利用については、もとの文書でも2ポツ目の「妊婦、乳幼児等を持つ・・・」のところで、食品事業者は入っていないのですが。

○郷野専門委員 1ポツ目に報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発する者に対するというところで食品事業者が入っていたので、二次利用に関しても、地方公共団体、報道関係者のみならず、食品事業者の方が入ってもいいのかなと思った次第です。

○楠川情報・勧告広報課長 御指摘の部分については、連携の部分になるかと思いたすので、そうしますと、3の(3)で関係職能団体等との連携、事業者団体というのを書いていますので、そちらで読めるのかなと思いますが、よろしいですか。

○郷野専門委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○本間座長 郷野委員としては、内容の記載に関しては、特に大きな修正すべきことではないという理解でよろしいですね。

○郷野専門委員 大丈夫です。

○本間座長 ほかはいかがでしょうか。

では、何もないので私のほうから。資料1-2の左上、食品健康影響評価の実施の評価ガイドライン等の策定の2つ目です。リスク評価に資する最先端の技術と書いてありますけれども、これは具体的にどういったようなことを想定されているのでしょうか。

○藤田総務課長 もし違っていたら修正してほしいのですが、これは新しい評価手法を中心とした、そういったことをどうリスク評価に導入していくかということについての手引ということでございます。

○本間座長 具体的にどういった手法かというのは、それを手引の策定に利用するということだけであって、具体的な手法に関しては何か。

○井本評価第一課長 評価手法について、NAMsと言われた、動物愛護の観点から動物代替試験法等が取り沙汰されていますので、そういった試験法を取り入れる場合、どういうふうにするかといった概括的な手引書の作成に入っているものなので、具体的な評価に使われる場合も想定はしていますが、個別の品目において使う、使わないの採否が決められるという認識でおりますので、まずはリスク評価に使える手引書をつくっているという認識でおります。

○本間座長 一方、資料1-3の2ページ目にベンチマークドーズ法及び構造活性相関の食品健康影響評価への活用というのが令和8年度には載っていないというか、削除されているんですね。こういったものは新しい方法だと思うのですが、これを今回は入れなかった理由というのは何かありますか。

○井本評価第一課長 それに関して、既に作成が完了し、後は実装レベルというか、各評価において使われるかどうかを待っている状態と考えております。当然ながら使うとなったときには、すぐには使えないでしょうから、そういう要請に応えるような支援をする体制を整備している状況なので、既に対応済みという観点で明記しなかったという理解でございます。

○本間座長 分かりました。ありがとうございます。
どうぞ。

○阿部専門委員 日本栄養士会の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

8ページ目のリスクコミュニケーションのところの4その他についてですけれども、食品安全委員会とすれば、いろいろな健康食品をめぐる健康影響などを踏まえますと、被害を防止するという観点からは、リスクコミュニケーションを進めるということはとても重要であると考えておまして、今回本格的な基礎研究を進めるということに関しましては、とても期待しております。

現時点では、予備的な調査を行い、来年度からは基礎的な研究に移行すると理解はしていますが、実際に予備調査というのはどういう形で行われたのか、また、今後行う基礎的な研究についての具体的な方向性やどう進めるのかという案がありましたらお聞かせいただきたい。よろしくお願いいたします。

○本間座長 いかがでしょうか。

○楠川情報・勧告広報課長 お答えします。

昨年度まで、リスクコミュニケーションの意識調査の方法、こういったものがあるかという方法論の洗い出したいなところを調査事業の中でやっております、今後、それを実際に毎年度継続的に調査していくに当たって、どういう方法論、具体的にどういう手段を取るのがいいのか、あるいは質問の内容をどうするのがいいのかといったことを今年度、研究事業という形で検討することにしております。

○本間座長 よろしいでしょうか。

○阿部専門委員 はい。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

どうぞ。

○平沢専門委員 6ページの(2)のSNSでの情報発信なのですが、本当に最近すごくXなんかも活用されて、いろいろな情報を発信しているのはよいと思います。ただ、内容をもうちょっと、どういう体制で発信されているのかなというのを知りたかったのですが、そこら辺を教えてもらってもよろしいでしょうか。

○楠川情報・勧告広報課長 体制でございますか。

○平沢専門委員 そうですね。というか、何かが起きたときにすぐ発信するというのは結構大変だと思うのですが、そういうとき、食品安全委員会ではどのようにされているのかなという基本的なことですが、

○楠川情報・勧告広報課長 発信は、一元的に情報・勧告広報課の担当のほうからやっているのですが、その担当者のほうで、世の中で起きている事件とか食中毒などを見ながら、こういったものを出したほうがいいのではないかとということもありますし、委員会の中の活動を踏まえまして、発信することもございます。よろしいでしょうか。

○平沢専門委員 分かりました。スタッフが少ない中で発信するのは大変だなと思ったので、委員の方にもいろいろ相談されて発信というようなこともできるのかなと思ったのですが、そのような体制にはなっていないのでしょうか。発信する内容を相談することですが。

○楠川情報・勧告広報課長 積極的にこちらから御相談するという事はないですけど

も、もちろん委員の方から御提案があれば、それはやらせていただくということになっております。

○平沢専門委員 分かりました。委員の方がせっかくいらっしゃるので、アドバイスを受けてりとかできるといいのではないかなと思ったものですから、そこはなかなか難しいとは思うのですけれども。

あと、私は東京都の食品安全情報評価委員というのをやっているのですけれども、そちらで添加物の話で、昨年のこちらの委員会でちょっと話があった給食の添加物についての話を例に挙げて、文科省が見直しをするというようなことを例にして、やはり添加物はちゃんと正しい理解が必要ですよねというような話がありました。こちらで検討することはそういう意味ではすごく注目されているので、あれはたしかモニターさんからの提案があって、そういうのがあるのだったらどうですかということで話に上ったと思うので、モニターさんはなかなか地味な活動で注目されないと思うのですけれども、せっかくいらっしゃるので、皆さん活用してやっていただければなと思いました。意見で申し訳ありません。

○楠川情報・勧告広報課長 ありがとうございます。

○本間座長 なかなかSNSで食品添加物のことを論じると、場合によっては炎上する可能性がありますので、その辺の情報発信はかなり慎重にやるべきだと私は考えますけれどもね。

○平沢専門委員 そうですね。給食と添加物というのは炎上の可能性もあるので、なかなかどう発信するかというのは難しいと思います。ただ、方向性としては、文科省が見直しをするということで大分状況も変わってくると思いますので、状況を見ながら、正しい情報を発信してもらえればと思いました。

○本間座長 どうぞ。

○上新原専門委員 サントリーの上新原です。

少し関連するのかどうかあれなのですけれども、9ページの国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報の収集とか発信に関するところで、各国の政府機関等が発信されている情報などが含まれると思うのですけれども、超加工食品のような、科学的な情報と言えるのかどうか、専門知識のある人が見れば慎重に見るべきような情報なども、ただ、政府機関の情報として発信されているようなものも最近はあるかなと思っております。そういったものの取扱いとか、発信したときの消費者の受け止めというのは結構インパクトもあると思うのですけれども、何かその辺りについてお考えがありましたら、教えていただ

ければと思います。

○本間座長 いかがでしょうか。

○楠川情報・勧告広報課長 基本的に外国政府などの発信した情報は、加工せずにそのまま、外国の政府が発信している情報として届けるという考え方に立っております。ただ、発信する情報が、我々も認めているとか、その内容に同意していると捉えられることのないように、二次利用をしていただく場合の注意事項とか、そもそも掲載されている情報が我々の意見を反映したものではないということなどを踏まえて御利用いただくようにという注意事項を含める方向でウェブサイトの改修を行っているところであり、情報を中立的に伝えていきたいと考えております。

○上新原専門委員 よく分かりました。今後、いろいろな報道のされ方などもあつたりするので、我々も清涼飲料なんかは超加工食品であるというふうに言われたりもしていて、注視しているところではありますので、伺いました。ありがとうございます。

○本間座長 ほかはいかがでしょうか。

ないようでしたら、先ほど事務局から説明がありました、令和8年度食品安全委員会の運営計画（案）につきましても、委員のほうで了承されたと考えてよろしいでしょうか。

特に内容に関しても修正すべきことはないと考えております。

体裁については、私のほうに一任させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。議事（2）の「令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）について」です。

まずは事務局から説明をお願いします。

○藤田総務課長 再び事務局、総務課でございます。

緊急時対応訓練につきましては、資料2-1と2-2を御覧いただきたいと思ひます。

まず、資料2-1が、今年度実施いたしました緊急時対応訓練の結果報告でございます。緊急時対応訓練につきましては、例年、実務者研修と確認訓練という2本立てで実施してございます。まず、実務者研修のほうでございますが、これについては昨年6月5日に講義形式で実施をしております。参加者としては、新任者を含めて58名の参加をいただきました。

内容といたしまして、まず、緊急時対応手順の概要というところですが、そもそも緊急時対応について、どういうことをしなければいけないかということにつきましては、食品安全委員会緊急時対応指針や対応手順書という形で文書がございますので、その内容につ

いて、講師役の職員から講義を行ったところです。

もう一つ、そういった緊急時における情報共有については、ホームページを使って行うというところで、ホームページの更新手順等について説明を行ったところです。

2番の検証のところでは、参加者を対象にアンケートを実施したところなのですが、51名の方から回答をいただきまして、緊急事態とはどんなものか、それから、どういった対応をすべきか等について、おおむね理解が得られたところでございます。

今後の対応といたしましては、前年に比べて参加者も増え、それから、アンケートでもほとんどの参加者の理解をいただいたところですので、引き続きこれを実施していったって、緊急時対応に必要な知識・技能の習得を図っていきたいと思っております。

Ⅱの確認訓練でございます。これはいわば実際に一定のシナリオに基づいて、緊急時対応の手順をやってみるというところで、その手順を確認するものでございます。これは消費者庁を中心に行う、政府全体の緊急時対応訓練に併せて実施することとしているのですが、昨年度ですと1月に実施しておりました。本年度については、現段階では2月中に実施予定というところで、消費者庁とも調整しておるところでございますので、この訓練に係る結果については、次回、6月の企画等専門調査会で報告することとさせていただきます。

続きまして、資料2-2は来年度の緊急時対応訓練計画でございます。

3ページ目の横表を御覧ください。来年度も、本年度に引き続いて2本立ての枠組みで行いたいと考えておりまして、講義形式の実務者研修と、実動訓練である確認訓練の2本で考えております。実務者研修につきましては来年度の前半、それから、確認訓練については、政府全体の訓練と併せまして、年末から年始にかけての実施を予定しているところでございます。

確認訓練につきましても、今年度の実施を踏まえまして、反省点等があればそれを踏まえた形で改善して、実施していきたいと考えているところでございます。

緊急時対応訓練については以上でございます。よろしく願いいたします。

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見または御質問がありましたら、挙手をお願いします。

今年度は、昨年度に比べて約倍の参加者ということですね。

では、まずはウェブのほうから、今村先生、お願いします。

○今村専門委員 今村です。

訓練をやっていること、大変ありがたいと思っています。自分の経験で申し上げますと、事件は金曜日の夕方に起こることが非常に多くて、今までも多くの事件は金曜日の夕方に起こっています。そうすると、金曜日の5時過ぎに実際には役所をはじめと

しての対応が必要になって、土日対応になることが多いです。ですから、訓練の際には、ぜひ金曜日の夕方ぐらいに起こるといった想定で訓練をしていただくと、実際の事件に即したような形になるのではないかと思いますので、参考にしていただければと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。御参考にしてください。

私が質問したかったのは、昨年度に比べて参加者が倍増したと聞いていますけれども、これは何か職員の意識が高まったとか、そういったようなことがあるのか、その辺のところをお聞きしたいのですが。

○藤田総務課長 特に意識の高まりがあったかは定かではありませんが、去年は時期が9月でございました。ただ、本当は新規異動者という点では早めにやったほうがいいと思って、今年度は6月に実施いたしました。そういったことで、あえて言えば、異動後間もないところでやったということで、少し興味を持っていただけたのかということが予想されるところでございますが、それ以外の部分はなかなか分からないところでございます。

○本間座長 最大数として何人ぐらい期待できるのですか。

○藤田総務課長 正規職員がおおむね64名ですので、それからすると結構いい感じではないかと。

○本間座長 すばらしいですね。

ほかはいかがでしょうか。

ウェブのほうから藤原委員、お願いします。

○藤原専門委員 ありがとうございます。

今、1つ前に御意見があったのと同じようなことなのですが、実務者研修の目的が緊急時の対応ということなのですが、夜間／休日も含めた体制の整備につなげるというのが目的だったと思うのですが、今回の訓練の結果で、それがどのように習得できたのかというのは分かるのでしょうかということと、同じように、今、金曜日の夕方という話もあったのですが、これがちゃんと身についているかどうか。やはり夜間とか休日に起こることも当然想定されますよね。ここでできれば、このタイミング、この時間でできたら、多分普通の日にはできるだろうなという気がするのですが、事前レクのときにもお話ししたのですが、これを確認訓練でやるのは難しいのかもしれないのですが、少なくともこの目的が実務者研修で達したかどうかというのは、きちんと確認されたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○本間座長 お願いします。

○藤田総務課長 ありがとうございます。

まず1番目の点について、夜間／休日も含めた体制の整備というところについては、講義内容に含まれているところの対応指針とか、対応手順書のところで、そういったことも含めてきちんと話をするということになっていきますので、そういったところで習得されているものと考えているところでございます。

おっしゃるように、確認訓練を週末にやるというところについても、なかなか政府全体の中で合わせてやるというところもございますので、ちょっと難しいところもございますが、こういった御指摘があったことについては、取りまとめである消費者庁にも伝えておきたいと思っております。ありがとうございます。

○本間座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、当該案につきましては、本専門調査会としては、事務局案どおりとして、食品安全委員会に対する報告の体裁等については、座長に一任いただくということでよろしいですね。

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次の議題に移ります。(3)「令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」です。

前回の専門調査会において、提案のあった案件候補として審議を行った結果、無機ヒ素についてのみ審議を継続するということとしたと思っております。それに向けて、事務局にて状況を整理していただくことにしたというところ です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○楠川情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の楠川でございます。

資料は3-1と3-2とございまして、まず3-1のほうを御覧いただきますと、こちらは、ただいま座長に御紹介いただきましたとおり、令和8年度の「自ら評価」の案件候補としては、無機ヒ素のみが残っているという状況をお示したものでございます。

次に、資料3-2を御覧ください。

まず、資料の5ページを御覧いただきたいのですが、こちらは前回も御説明したものでございます。提案内容です。米国の環境保護庁(EPA)が無機ヒ素の毒性評価を更新しており、その値を日本人の平均的な摂取量と比較しますと、日本人にも相当のリスクがある計算となるけれども、実際の日本人の平均寿命や健康などの実態と合っていないように思わ

れるので、日本人の実態に合わせた毒性指標の設定やばく露評価を実施すべきというものでございました。

あわせて、前回の専門調査会でも御説明いたしました「自ら評価」の案件候補の選定基準を7ページに掲載しております。改めて御確認いただければと存じます。

無機ヒ素については、有害性があるのは明らかでございますけれども、我が国でのばく露レベル等を考慮したときに、果たして今後の健康被害の発生のおそれがあると言えるのかどうかですとか、また、評価を行うに当たって必要な科学的知見の充足状況がどうかといったところに配慮いただきながら、御検討いただくことになろうかと思われま。

では、資料の1ページに戻っていただきまして、こちらで前回の専門調査会における議論について簡単におさらいさせていただこうと思ひます。

我が国における無機ヒ素のリスク評価やリスク管理に関する取組に加えまして、米国EPAだけではなくて、近年、欧州の食品安全機関（EFSA）でも評価書が更新されていることすとか、さらに、昨年10月にはFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）による最新の評価も実施されたことなどを御紹介の上、御議論いただきまして、③にございますとおり、こういった動きを受けて、国内のリスク管理機関がどのように対応するのかなどの状況も整理した上で、今回の専門調査会で改めて検討いただくということで議論を持ち越したものでございます。

2ページの④に前回以降に収集・整理した情報を記載しております。

まず1として、2013年に公表した評価書におきまして、耐容一日摂取量の設定に至っていないことについて、こういった課題があるとされていたのか、1の（1）に要点を抜き出してまとめております。

まず①は、疫学調査の結果を根拠としてヒ素の健康影響評価を行いますと、疫学調査の対象者のヒ素の摂取量が過小評価されて、結果的にヒ素の毒性を過大評価してしまう可能性があるということでございます。

もう少し詳しく説明いたしますと、疫学調査は、飲料水がヒ素で汚染された地域で実施してございまして、飲料水中の濃度と一日に飲む水の量をベースにヒ素の摂取量が算定されるといったものがほとんどでございまして、こういった方法ですと、食事からの摂取量が正しく評価されないのではないかということが問題となっております。

②は、こういった疫学調査が実施された飲料水汚染地域、例えばインドとかバングラデシュ、チリといった国々になりますけれども、そういったところの食生活、衛生状況などは日本と大きく異なりますので、無機ヒ素ばく露による健康影響の現れ方に違いがあるのではないかと申しております。

③は、ヒ素の有害影響の発現メカニズムに関する知見が乏しく、また、ばく露評価の不確実性も高いという状況ですと、我が国における計算上のリスクの推定と現実との間に乖離が生じるおそれがあると。そういった場合には、現実の状況を踏まえるべきではないかということをお申しております。

2013年の評価書でこういった課題が明示されておりますので、これから評価をするのか否かの前提といたしまして、これらの課題の解決につながる新たな科学的知見が入手可能かどうかの確認が必要となっております。この点については、後ほど補足させていただきます。

(2)においては、最新の科学的知見として、国際基準の設定根拠として位置づけられますJECFAの評価が昨年10月に公表されておりますけれども、公表されているのがまだ結論だけで、評価の根拠等は示されていない状況であることを記載しております。

一方、このほかにも、先ほども触れました米国EPA、あるいは欧州のEFSAの評価書の更新もございましたので、それらとの関係につきましても、後ほど補足させていただきます。

(3)では、国立がん研究センターで実施されました疫学調査を御紹介しておりますけれども、このうち海藻の摂取量と虚血性心疾患の発症リスクの関連に関する部分につきましては、海藻の中に無機ヒ素の含有量が高いと知られておりますヒジキは含まれていないことが分かりましたので、誤解を招きませんよう、この場で補足させていただきます。

次に、2といたしまして、リスク管理機関の取組についてお示ししております。食品健康影響評価において、耐受一日摂取量が明示されない中ではございますけれども、コメやヒジキからの摂取量の低減ですとか、国民における平均的な摂取量の把握などに取り組まれているところでございます。

3ページのグラフでもお示ししておりますとおり、コメについては、水稻の出穂期前後の水管理による含有濃度の低減技術が開発されておまして、その効果というのが、含有実態調査の結果からも読み取れるところでございます。

ヒジキについては、乾燥ヒジキの水洗い、水戻し、ゆでこぼしなどによる低減効果が確認されております。

また、これは2ページの下のところを書いておりますけれども、昨年12月に農林水産省では、食品の安全性に関するリスク管理検討会での議論を経まして、新たに「リスク管理措置を導入済みであって、当該措置の有効性の検証及び措置の見直しを実施すべきもの」として、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストにヒ素を掲載する予定であると伺っております。

また、低減対策の有効性の検証ですとか、新たな措置の必要性の検討のために、令和8年度以降についても、含有実態調査を実施していく計画であると聞いております。

また、我が国における無機ヒ素の平均的な摂取量につきましては、4ページの(3)にございますとおり、厚生労働科学研究「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発に関する研究」において、平成25年度からでございますが、マーケットバスケット方式によるトータルダイエットスタディで推定が行われております。

○本間座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明の中で、米国のEPAやEFSAの評価などに関して一部補足説明が

あるとのことでしたが、こちらに関しても、よろしく申し上げます。

○祖父江委員長 無機ヒ素を取り扱う専門調査会としては、汚染物質専門調査会になりますので、その担当の委員として若干補足させていただきます。

まず、食安委が行いました2013年の評価書においては、ただいま楠川課長から説明があったように、資料3-2の2ページ目の(1)に3点課題が指摘されていますけれども、このような課題があるということで、結論としては、TDIを設定しなかったということになっています。

一方で、JECFAの評価書の詳細は、現在入手することができていませんけれども、EFSAのほうで2023年、EPAが2025年に詳細な評価書を公表しておりますので、そちらを参照することはできます。これらを確認したところ、特にEPAのほうで注目すべき点が2点あると思います。1つは、新しいエンドポイントとして、虚血性心疾患と糖尿病を対象としてBMDL、PODが設定されているという点であります。このうち虚血性心疾患に関しては、JECFAのほうでもエンドポイントとして共通して採用されています。また、これらの根拠となる科学的な論文が、主に2013年以降に公表されています。

2点目は、方法論としてBMDLを設定する際に、ばく露量の測定単位を調整した上で、メタ解析をしているという点です。これは無機ヒ素のばく露量の測定が、主に飲料水中の濃度と、それから尿中の生体試料としての濃度、この2つで行われる研究が多いので、そのままでは両者を一緒に解析することができません。そのため、尿中濃度のほうを摂取量に換算するという操作をした上で、両方のデータを用いてメタ解析をしています。このようなことが注目される点だと思えます。

このうちの1つ目は、前回の2013年の評価書では、エンドポイントとしては注目していませんでしたということでもあります。また、2点目は、前回評価書で指摘されている無機ヒ素ばく露量の過小評価の問題について、飲料水からの摂取だけでばく露評価をする研究については、食品からの推定摂取量を加算して解析に加えているということをEPAのほうでされているので、そういう点で関連したということが言えると思います。

いずれにせよ、「自ら評価」を行うことを決める前に、こうした注目点について精査をすべきと考えます。このため、まずは食品安全委員会に所属する様々な専門調査会のメンバーに加えて、今回特に必要とされるモデル等の解析や解釈の専門領域のメンバーにも加わっていただいて、体制を整えた上で、これらの問題点を精査していくというふうにしたいと考えています。

したがって、現時点においては、まずは食品安全委員会における体制を整えた上で、新たに出てきた科学的根拠の分析をさせていただくという提案にしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○本間座長 ただいまの説明から、現時点では評価に必要な科学的知見が充足していると

の確認が取れていないため、まずは体制を整備して、新たに出てきた科学的根拠について精査することとするという御提案ですね。

委員各位の御意見はいかがですか。何か御意見いただけたらと思います。

川名専門委員、お願いします。

○川名専門委員 日本薬剤師会の川名です。丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。

ちょっと途中で途切れてしまって、聞き逃したのかもしれませんが、新たな体制を整えて、しっかり調査するという方向性については賛同いたしますが、その体制というのは、具体的にどのような体制を考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○祖父江委員長 EFSAとかEPAで評価書を作成する際に、既に存在している解析結果だけでなく、内部で評価のための解析を追加して評価書を作成しておられます。ですから、そういう対応をする点について、食安委はちょっとまだ弱点がありまして、どうしても外部の専門の先生方の力を借りることになります。その辺りの体制をきちんと整備した上で評価書作成に取り組まないと、なかなかきちんとした対応ができないというような判断であります。

○川名専門委員 ありがとうございます。

今、私は薬学部で教員をしているのですが、薬学部の中でも毒性の評価ができる先生がいたりとか、あと、疫学調査ができたりする先生もいらっしゃるんで、興味がありまして、質問させていただきました。薬学が何かお力になれることがあればと思っております。ありがとうございます。

○祖父江委員長 ぜひお願いします。

○本間座長 何か御意見ありますか。

○畝山座長代理 私からですが、厚生労働科学研究でのマーケットバスケットの研究にずっと共同研究者として参加してきた立場で、日本人の食生活中的リスク管理の優先順位の高いものとしては、ずっと無機ヒ素があるということを言い続けてきたので、今回、体制をしっかり整えて、腰を落ち着けてやるということは大変歓迎します。というか、簡単にはできないことですし、日本人にとって重要なことなので、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

○本間座長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○早川専門委員 日本生協連の早川です。

私も、今、委員長がおっしゃったように、体制を整備して、情報の解析にしっかり取り組むという進め方に賛成です。検討資料では、JECFAの評価書の詳細が出ていないということで、見送りなのかなと思って見ていたのですけれども、やはりこの問題は、今、畝山先生もおっしゃったとおり、日本人の化学物質のリスク管理をしていく上では優先順位がかなり高いものと思います。ぜひこれについては単純に見送るということではなくて、体制を整備して解析を進めていただければと考えております。

以上です。

○本間座長 よろしく申し上げます。

新しい体制で調査するという、そのエンドポイントというのは虚血性心疾患と糖尿病だけですか。

○祖父江委員長 いえ、全般。無機ヒ素というのはIARCではグループ1ですので、発がん性というのは無視できないと思います。ただ、発がん性といっても、割と高ばく露のほうでの発がん性ですので、通常の摂取範囲の中での発がんといったら、またちょっと別の問題になるかと思えます。

○本間座長 先ほど畝山先生が言われたように、ヒ素は発がんのリスクとしてはかなり高いように扱われています。一方、皆さんも御存じのように、日本人の主食はコメですし、ヒジキも毎日のように食べられています。それによってがんになったというような疫学的な結果というのは、恐らくないのではないかと思います。それなので、私としては、できるだけ発がんのリスクというのをきっちり精査していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ウェブから今村先生、お願いします。

○今村専門委員 今村です。

私も体制を整えて評価することに賛成です。今の無機ヒ素の議論は、カドミの議論と非常に似ていると思うのです。私は2000年頃にカドミが問題になったときにまさに担当しておりましたので、EFSAやヨーロッパの評価機関の考え方と日本の状況は随分違うのです。カドミの場合は腎臓毒性ですけれども、向こうは土壤にあまりカドミがないということもあって、ちょっと食べるとおしっこの中にたんぱくが出てくる。でも、日本はもともと尿たんぱく土までが正常だったので、日本人はそれで世界で一番長生きだということの中で、一体どのようにこれを評価するのかというので10年以上議論が続いたと思えます。

それと、このヒ素も日本の土壤の問題というか、御飯から入ってくるという問題があり

ますので、多分似たようなことが起こってくるように思います。ですので、体制を固めてしっかりと議論していく。そして、EPAやJECFAの言っていることがどこまで日本になじむかということの評価をいただくことがとても重要だと思いますので、ぜひこの体制で検討していただきたいと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生、いかがでしょうか。大体議論は出尽くして、その方向でよろしいのではないかと思います。

ウェブから藤原委員、お願いします。

○藤原専門委員 ちょっと確認です。今回、今のお話を聞いていると、無機ヒ素はとても大事なものだということで、今回の「自ら評価」の候補にはしないということでもいいのかということと、新たな体制を整えて情報を解析していくということなのですけれども、これは「自ら評価」とは別ということなのでしょうか。

それから、新たな体制というのは、いつ頃をめどに、どんな感じになるのか、その辺はどうなのでしょう。詳しくないので分からないのですけれども、教えてもらえれば。

○本間座長 では、事務局から今後の展望について。

○中事務局長 では、事務局長から説明をさせていただきます。

今回、新しい体制を整備して検証するというのは、「自ら評価」に足る新たな科学的証拠というのが出てきたのか。要は、EPAとかEFSA、あるいはJECFAとかから出ている科学的根拠というのが、2013年の評価で課題とされた事項をクリアするような類いの証拠であるのか、ということを確認するところが作業でございます。そういった中で、先ほど委員長から説明がありましたような、中身のモデル等がどういうことを意味しているのかということを確認することとなります。

委員からの質問に対する答えとしては、「自ら評価」をするということではないと、今の段階で「自ら評価」を実施することを決定をするという意味ではないということでございます。

新しい体制をいつからスタートさせるのかということは、既に我々の食品安全委員会の規定の中で、委員から委嘱を受けて必要な専門家を選んで、集めて、審議を行うというか、意見を聞くというふうな体制ができる規定がございますので、それに基づいてメンバーを集めるということになりますが、必要な時間は、メンバーにどういう人が必要なのかということと、必要なメンバーを集めてきて御同意いただくという手順でございますので、それができ次第、スタートできるということでございます。よろしいでしょうか。

○本間座長 今年度は見送るけれども、来年度以降はその可能性があるということによろしいですね。

○中事務局長 今決めるのではなく、来年度以降、そういった精査を行ったことを受けて、どう対応するのかというのをまたここで御議論いただくことになるかと思います。

○本間座長 藤原専門委員、いかがでしょうか。

○藤原専門委員 分かりました。

今、必要なメンバーをとということで、それは誰が決めるのですか。

○祖父江委員長 どのような専門の方々が日本におられるのかということ把握した上で、既に何人かの方は専門委員として食安委の評価技術企画ワーキングとかに入っている先生方もおられるので、そういう方を中心に、新たな方もメンバーに加えて体制を整えていきたいと思っています。

○藤原専門委員 事務局が決めるということでもいいわけですか。

○中事務局長 補足させていただきます。

まさに今回対象になる新たな科学的根拠というのは、基本的に疫学のデータ、疫学の文献等になるかと思います。そういったものでありますので、委員会の中で担当していらっしゃるのが祖父江委員長ということで、基本的には委員を選んでいただいて、事務的には我々が交渉に当たって、御参加いただけるかどうかみたいなことを確認した上で、最終的に決めるということになります。それは委員会としての意思決定として決めるということになります。

○本間座長 藤原専門委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○藤原専門委員 結構です。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はありますか。

ないようでしたら、今の意見を取りまとめた上で、令和7年度にヒ素の案件に関しては、食品健康影響評価の対象とはならないものの、自らの評価を実施する上で必要な科学的知見の充足状況について情報収集を継続するということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

また、報告の体制については、先ほどと同じように私に御一任いただくということでもよろしいですね。

ありがとうございます。

では、そのような形で進めさせていただくことにします。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

○藤田総務課長 特にございません。

○本間座長 それでは、以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

次回の日程につきましては、どのようになっているか教えてください。

○藤田総務課長 御審議ありがとうございました。

次回の企画等専門調査会では、令和7年度食品安全委員会運営状況報告書について、また、令和8年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方についてなどの御審議をいただくことになると考えております。

次回の企画等専門調査会の開催については、6月上旬を予定しております。よろしくお願いたします。

○本間座長 それでは、以上をもちまして、第47回「企画等専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。